

意見書案第1号

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活問題による自殺者や自己破産者の増加などの深刻化する多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、2010年6月までに出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育の強化を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、着実にその成果を上げつつある。

一方、改正貸金業法の完全施行を目前に控え、資金調達が制限された中小事業者の倒産が増加していることを理由に、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める声が出ている。

しかし、2008年も経済・生活問題による自殺者が7,000人を超え、自己破産者も約12万9,000人に達していることから、改正貸金業法の完全施行の先延ばしや金利規制などの貸金業者に対する規制を緩和することは、これまでの成果を無にするばかりでなく、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねないものである。

よって、政府においては、地方消費者行政の充実及び多重債務問題の解決が、今年9月に発足した消費者庁の喫緊の課題であることも踏まえ、下記の施策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 地方自治体における多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）11月5日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

（提出者）全議員